

デイケア北条

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

運営規程

第1条 医療法人博正会北条クリニック（以下「クリニック」という）が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態または要介護予防状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 1 クリニックが実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（1）名称 デイケア北条

（2）所在地 千葉県館山市北条 1096 番地の 1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（1）医師 1名以上（常勤・非常勤）

医師は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の策定を従業者と共同で作成するとともに、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の実施に関する従業者への指示を行う。

（2）専従する従業者

- ・作業療法士、理学療法士 2名以上（常勤・非常勤）
- ・看護師 1名以上（常勤・非常勤）
- ・介護職員 4名以上（常勤・非常勤）
- ・事務員 1名以上（常勤・非常勤）

従業者は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日

ア) 12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時00分

ただし、サービス提供時間を午前9時30分から午後4時00分までとし、それ以外を送迎等の業務に充てる。

（3）電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

- 午前8時30分から午後5時00分までは、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）専従従業者により対応する。
- 午後5時00分から翌日午前8時30分までは、北条病院の病棟の職員により対応する。

（4）自然災害時等は利用者の安全を優先した対応とする。

（利用定員）

第7条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の1日の利用定員は、50人とする。

1単位 40人 1単位 10人

（事業の内容）

第8条 1 実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容は次の通りとする。

- 機能訓練
- 健康チェック
- 入浴介助
- 送迎
- 食事の提供
- 個別集中リハビリ

提供表及びサービスの必要に応じて変更することとする。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医学的管理のもとで要支援者又は要介護者に対する心身の機能の維持・回復を図るため、医師等の従業者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練を行う。

（1）目的

- ADLの維持・向上
- QOLの維持・向上
- ねたきり防止
- 社会性の維持・向上
- 精神状態の維持・向上
- その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ・治療用ゲームなどを使った趣味的訓練
- ・自助具適用・使用訓練
- ・理学療法全般（運動療法・物理療法・歩行訓練・基本動作訓練等）
- ・利用者の、心身の機能の維持・回復を図る計画的な介護の提供
- ・居宅生活への助言・指導（ホームエクササイズ・介護技術・住宅改修・介護用品紹介等）

（通常の事業の実施範囲内）

第9条 通常の事業の実施範囲として、下記の地域に関して送迎対応を行う。但し、家族送迎による利用の場合はこの限りでない。

- ・館山市
- ・南房総市

（利用料その他の費用の額）

第10条 1 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする

2 食 費

- ・昼食1食あたり（おやつ含む） 700円

3 事業所にて用意した衛生材料等を利用した場合は、以下の額を徴収する。

- ・紙おむつ 1枚 150円
- ・紙パンツ 1枚 120円
- ・尿取りパット 1枚 80円

4 第9条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用については、片道送迎あたり以下の額を徴収する。ただし、送迎に当たる職員が就業時間内に帰還不可能な地域（概ね片道30分を超える地域）には対応しない。

- ・事業所から片道概ね20km未満 300円
- ・事業所から片道概ね20km以上 500円

5 趣味教養活動に係る材料費は、利用者または家族の同意が得られたものに限り徴収する。

- ・1日 200円

6 その他、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。尚、行事等で係る費用の徴収が必要になった場合は、利用者または家族の同意が得られたものに限り徴収をする。

7 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 1 サービスの利用にあたっては、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載された事項等を事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に勤めるものとする。

3 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。

4 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 1 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

2 利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 14 条 1 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 15 条

1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ・採用時研修採用後3ヶ月間継続研修
- ・継続研修業務上必要な事例が生じた場合等に隨時
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の情報を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの情報を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する記録を整備し、その完結の日から3年間保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人博正会が定めるものとする。

(感染症対策)

第17条 1 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3月に1回開催し、職員に周知する。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施する。

(認知症介護に関する基礎的知識及び技術の習得)

第18条 介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、採用後1年以内に、認知症介護基礎研修の受講を義務付ける。

(事業継続計画)

第19条 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続計画に従い以下の必要な措置を講じる。

- 1 業務継続計画の策定、及び定期的な計画の見直しをする。
- 2 職員へ業務継続計画について周知する。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）を定期的に実施する。

(虐待防止の措置)

第20条 事業所は、契約者の人権の擁護・虐待の防止の為、次の設置を講ずる。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- 2 成年後見人制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備
- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

(身体拘束)

第21条 事業所は、ご利用者様の身体的拘束は行わない。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者様及びその家族に十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応や時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

(附 則)

この規定は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

平成 19 年 6 月 1 日より見直し施行する。

平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

平成 21 年 4 月 1 日より見直し施行する。

平成 25 年 8 月 1 日より見直し施行する。

令和 6 年 4 月 1 日より見直し施行する。

令和 7 年 4 月 1 日より見直し施行する。